

## 旭川市有料老人ホーム設置運営指導指針の主な改正点

国の標準指導指針の改正内容に準拠し、以下のとおり改正を行いました。

### 1 令和6年12月2日改正

#### (1) 令和6年度介護報酬改定を踏まえた見直し

- ・新指針 8 有料老人ホーム事業の運営 (10),
- ・別記第1号様式 有料老人ホーム重要事項説明書 4. サービス等の内容

令和6年度介護報酬改定により、指定特定施設等において、協力医療機関との連携体制の構築、感染症対応力の向上、新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携等の見直しが行われたことを踏まえ、有料老人ホームにおいても同様の措置を規定しました。

#### (2) 既存建築物等の活用の場合等の特例について

- ・新指針 6 既存建築物等の活用の場合等の特例 (3)

平成30年に改正された建築基準法（平成30年法律第67号）において、戸建住宅等（延べ面積200㎡未満かつ階数3以下）を福祉施設（有料老人ホームを含む）として利用する場合、在館者が迅速に避難できる措置を講じることを前提に、耐火建築物等とすることが不要とされたことを踏まえ、この要件に適合する場合においては、建築物を耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しないことを規定しました。

#### (3) 高齢者虐待の防止、身体的拘束等の適正化の推進、安全管理及び衛生管理について

- ・別記第1号様式 有料老人ホーム重要事項説明書 10.その他

老人福祉法施行規則及び介護保険法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第135号）の施行により、老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）に規定する有料老人ホームの設置者が都道府県知事へ報告すべき事項に、高齢者虐待の防止、身体的拘束等の適正化の推進、安全管理及び衛生管理に係る取組状況を追加する改正が行われたことを踏まえ、重要事項説明書の一部を改正しました。

### 2 令和6年12月25日改正

#### (1) 入居者募集等に関する留意事項の追加

- ・新指針 12 契約内容等 (6) ウ

一部の有料老人ホームにおいて、入居する高齢者が難病等の場合に、高齢者向け住まいの紹介を行う事業者へ高額な紹介手数料を払っている事案が明らかとなったことを踏まえ、入居者募集等に関する条項の中に留意事項を記載しました。